
地方公共団体金融機構における 新型コロナウイルス感染症対応について

令和 5 年 9 月
地方公共団体金融機構

新型コロナウイルス感染症への対応(概要)

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）は、新型コロナウイルス感染症への対応として、以下の取組を実施した。

【1】コロナ禍における多額の地方債資金の融通等

- (1) 貸付業務：感染拡大の影響で地方公共団体に多額の減収が生じることが見込まれたことなどによる、地方公共団体の令和2・3年度における減収補填債及び臨時財政対策債の多額の発行に際して、機構は、地方公共団体の資金繰りに支障が生じないよう過去最高額の貸付けを実施
(令和3年度貸付額の2兆2,513億円は過去最高額)
- (2) 資金調達業務：多額の貸付けに対応するための過去最高額の資金調達を低コストかつ安定的に実施
〔令和2年度資金調達額の2兆5,599億円は過去2番目に高い額であり、
管理勘定に係る政府保証債の発行を除いた調達額の2兆4,998億円は過去最高額〕
- (3) 地方支援業務：政府の外出自粛要請等により、アドバイザー派遣や研修会の開催が困難な状況となる中でも、地方公共団体のニーズに応え、ICT技術を積極的に活用したオンライン形式とリアル形式を組み合わせながら、支援を継続して実施

【2】コロナ禍においても安定的かつ継続可能な業務体制の構築

- 検温・手指消毒の徹底や出勤者数削減等の感染防止対策を実施しながら、テレワーク環境の整備、WEB会議システムの導入等により、安定的に機構の業務を継続することが可能な体制を構築

▶ 今後も、コロナ禍を契機に構築したWEB会議システム等を活用し、オンライン形式とリアル形式を適切に組み合わせながら、機構のパフォーマンスの維持・向上に努め、業務を効果的に実施していく。

【1】コロナ禍における多額の地方債資金の融通等

(1) 貸付業務

(1) 地方公共団体の資金繰りを支援する多額の貸付け（貸付業務）

- 感染拡大により、地方公共団体に、地方税等の歳入が大幅に減少するなど財政運営に多大な影響が生じることが見込まれた。
- 政府は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（R2～R4で総額18.3兆円）などによって地方公共団体を支援することとし、地方債については、令和2年度同意等分に限った減収補填債の対象税目拡大（※1）及び公的資金の充当、並びに令和3年度地方債計画における臨時財政対策債の大幅な増額計上等の措置を講じた。

（※1）通常は法人税割や利子割等の減収を対象とするが、特例で地方消費税、軽油引取税及び不動産取得税等の減収を対象に追加。

- これにより、令和2年度及び令和3年度は、地方債計画（最終改正後）における機構資金の額が、令和元年度比で大幅に増加（R2：2兆2,915億円（対R元比3,951億円、20.8%の増）、R3：2兆2,456億円（対R元比3,492億円、18.4%の増））し、機構の貸付額（※2）については、減収補填債及び臨時財政対策債の令和3年度貸付額が令和元年度比5,423億円、117.9%の増の1兆23億円となったため、同年度の貸付額は過去最高の2兆2,513億円（対R元比5,866億円、35.2%の増）となった。

（※2）機構の貸付額については、R2.4.1～R3.31の貸付金をR2貸付額に計上し、R3.4.1～R4.3.31の貸付金をR3貸付額に計上。

- 機構は、地方公共団体の資金繰りに支障が生じないように、低コストかつ安定的な資金調達を行い、過去最高額の貸付けを実施した。

<地方債計画額(最終改正後)>

(単位:億円)

区分	R元	R2	R3	R4
(1) 地方債総額				
地方債計画額	133,343	149,958	151,700	116,243
機構資金	18,964	22,915	22,456	18,162
(2) 減収補填債				
地方債計画額	—	13,012	—	—
機構資金	—	6,000	—	—
(3) 臨時財政対策債				
地方債計画額	32,568	31,398	54,796	17,805
機構資金	4,299	1,872	7,747	2,350
<参考> (2)+(3)				
地方債計画額	32,568	44,410	54,796	17,805
機構資金	4,299	7,872	7,747	2,350

<機構の貸付額>

(単位:億円)

区分	R元	R2	R3	R4
機構貸付金総額	16,647	15,592	22,513	15,885
減収補填債(A)	—	695	4,585	—
臨時財政対策債(B)	4,600	2,640	5,438	2,838
合計(A+B)	4,600	3,335	10,023	2,838

上記の他、新型コロナウイルス感染症に係る地方債である特別減収対策企業債も機構資金の貸付対象とし、貸付けを実施。
(機構貸付額:R2 191億円、R3 31億円、R4 5億円)

(2) 資金調達業務

(2) 多額の貸付けを行うための資金調達(資金調達業務)

- 令和2年度に、感染拡大の影響による貸付額の増加を見込み、可能な限り前倒して資金を調達した結果、調達額は当初計画額を大きく上回り(※)、令和2年度資金調達実績額は当初計画額対比で6,499億円、34.0%の増の2兆5,599億円となった。当該額は過去2番目に高い額であり、旧公営企業金融公庫から承継した管理勘定に係る政府保証債の発行を除いた調達額(2兆4,998億円)は過去最高額である。

(※) 令和2年度資金調達計画については、令和2年7月、12月及び令和3年2月に見直しを行った。

- 機構としては、例年よりも多額の調達に際し、以下の取組により、低コストかつ安定的に調達した。

① 調達時期の工夫

貸付額が増加するのは令和3年度を見込んでいたが、需給が悪化する可能性も踏まえ、令和2年度の堅調な需給環境を捉えて可能な限り前倒して調達し、地方公共団体の資金需要に機動的に対応 (単位: 億円)

② 各種債券の増額発行

【国内債】 定例債、FLIP債の増額発行等により対応
(当初計画額対比 5,185億円増)

【国外債】 ベンチマーク債の追加発行(令和3年2月、12.5億米ドル(1,313億円))をはじめ、個人向け売外債を2回、プライベート・プレースメントを9回発行し、増額して調達
(当初計画額対比 3,013億円増)

区分	R2当初計画	R2実績
公募債	10,400	18,598
国内債	7,400	12,585
国外債	3,000	6,013
その他	6,700	7,001
フレックス枠	2,000	—
合計	19,100	25,599

+34.0%

③ 低コストでの調達

【国内債】 対国債スプレッドが縮小傾向にある中、地方債フラットでの発行を継続 ※令和3年1月の20年債のみ地方債+0.5bpで発行

(主な定例債の対国債スプレッド
10年債: 令和元年4月 16.0bp→令和3年3月 8.0bp 20年債: 令和元年4月 5.5bp→令和3年3月 3.5bp)

【国外債】 増額分を含め発行したいずれの債券も国内債より低コストで調達

(3) 地方支援業務

(3) 地方公共団体の課題解決・人材育成等に係る支援（地方支援業務）

○ ICT技術を活用した地方支援業務の実施

- 政府の外出自粛要請やイベントの開催制限等により、アドバイザー派遣や研修会の開催が困難な状況となる中でも、地方公共団体のニーズに応え、ICT技術を積極的に活用したオンライン形式とリアル形式を組み合わせながら、支援を継続して実施した。
- eラーニングについては、感染拡大によるオンライン研修に対するニーズを捉え、令和3年度から運用を開始し、集合研修での講義をeラーニング用にコンテンツ化、過去の講義のアーカイブ化など、継続的にコンテンツの改善・充実に努めた。

< ICT技術を活用した地方支援業務（例） >

- JFMセミナー、資金調達・運用入門研修におけるオンラインの活用
- 出前講座、実務支援におけるオンラインの活用
- 経営・財務マネジメント強化事業のアドバイザー派遣におけるオンラインの活用（令和3年度～）
- eラーニングによる遠隔地から受講可能な研修の実施（令和3年度～）

（単位：人数）

○ 近年の地方支援業務の活用実績は下記のとおり。

（単位：件数）

項目	R元	R2	R3	R4
経営・財務マネジメント強化事業	—	—	1,449	1,912
うち オンライン	—	—	454	424
出前講座	56	21	20	42
うち オンライン	—	18	18	16
実務支援	65	40	51	58
うち オンライン等	54	39	49	54

（※1）3会場での実施予定であったところ、1会場のみ実施

（※2）令和元年度よりも会場数を減らして実施

（※3）eラーニングの「のべ申込者数」には、セミナー及び研修以外のコンテンツに係る申込者数を含む

項目		R元	R2	R3	R4
JFM 地方財政 セミナー	集合形式	262	20※1	中止	30※2
	動画配信	—	781	—	—
	eラーニング	—	—	354	334
JFM 地方公営企業 セミナー	集合形式	134	中止	中止	28※2
	動画配信	—	730	—	—
	eラーニング	—	—	278	419
資金調達 入門研修	集合形式	326	中止	中止	84※2
	動画配信	—	1,917	1,591	—
	eラーニング	—	—	350	1,599
資金運用 入門研修	集合形式	191	中止	中止	80※2
	動画配信	—	1,447	—	—
	eラーニング	—	—	717	1,803
eラーニング（のべ申込者数※3）		—	—	3,408	8,055

【2】コロナ禍においても安定的かつ継続可能な業務体制の構築

機構においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、コロナ禍においても安定的に業務を継続することが可能な体制を構築した。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

- 新型コロナウイルス感染症対策本部を令和2年3月26日に設置し、機構における新型コロナウイルス感染症対応として、業務継続や感染防止の観点から各種対策を実施した。
 - ※ 同対策本部は、新型コロナウイルス感染症の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の位置付けが5類に変更されたことに伴い、令和5年5月8日に廃止。

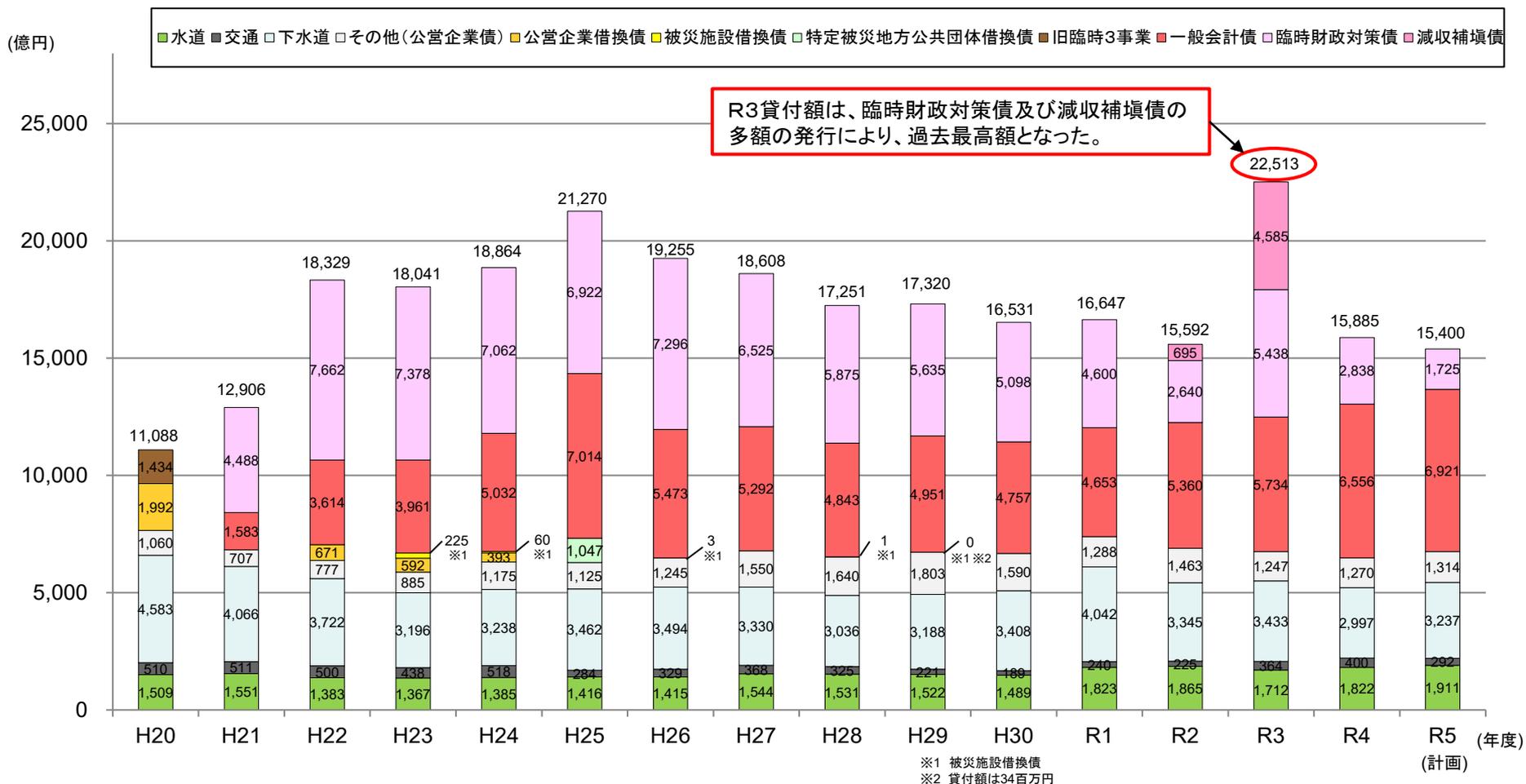
(2) 感染防止対策の徹底

- 同対策本部の決定に基づき、以下の感染防止対策を実施した。
 - ① 執務室の環境整備として、サーマルカメラ、CO2濃度計、サーキュレーター、アルコール消毒液等を設置した。
 - ② 政府の基本的対処方針等を踏まえ、最大7割の出勤者数の削減や交代制勤務を実施した。
 - ③ 機構職員及び同居家族のPCR検査費（抗原検査キット購入費を含む。）に対する助成を実施した。

(3) ICT技術の導入・活用

- 機構は、ICT技術の積極的な導入・活用により、機構の業務を、支障を生じさせることなく適切に継続することができた。
 - ① テレワーク環境の整備
各職員にテレワーク用端末・業務用携帯電話を配備した。
 - ② WEB会議システムの導入
WEB会議システムを導入し、機構内における会議・打合せや、投資家説明、地方支援業務等に積極的に活用した。
〔令和4年度の活用例：IR（国内・国外）の39.1%（248件中97件）、出前講座の38.1%（42件中16件）をWEB会議システム等を活用して実施〕

(参考1) 貸付額の推移



(参考2) 資金調達額の推移

